

令和8年度防災市民組織 補助金説明動画

動画視聴の準備

資料1

防災市民組織補助金資器材一覧(対象)

No.	資器材カテゴリ	資器材名	詳細
1	消火用資器材	消火器、スタンドパイプ	一般的な筒式若しくは加圧式の消火器。 ・共同利用できる状態で設置する場合のみ対象であり、戸別に設置する場合はご相談ください。 ・エアノール式消火器は対象外。
2	衛生資器材	液体石鹸	手洗い時に使用する石鹸は、感染症防止の観点から対象とする。
3	衛生資器材	アルコール消毒剤	・感染症防止として手指消毒に用いるもの。 ・危険物の場合、保存数量に注意すること。
4	衛生資器材	マスク、非接触型温度計	感染症防止の観点から対象とする。
5	情報用資器材	ラジオ、メガホン、トランシーバー、腕章、ビブス	情報収集し、住民への情報共有に用いるもの。
6	避難・救出用資器材	アルミブランケット	
7	非常食・非常用飲料水	アルファ化米、長期保存水	5年以上保存可能なものに限る。
8	医療・救護用資器材	AED	・本体やケースを含む。 ・パッドやバッテリーなどの消耗品、消耗品管理に関する委託費は対象外。 ・購入ではなくリースの場合も対象外。
9	医療・救護用資器材		
10	防災備蓄倉庫等整備	備蓄倉庫設置	・本体に加え、工事費、組立費用、基礎にかかる費用、運搬費用、建蔽確認申請費用が対象。 ・建蔽確認等申請が必要な場合は建蔽確認等の適正な手続きを行った場合に対象 (奥行1m以上もしくは高さ1.4m以上のもの、又は床面積が2㎡を超えるものは建蔽確認等申請が必要になります)
11	照明用資器材	投光器、懐中電灯、ランタン、コードリール	
12	防護資器材	ヘルメット、軍手、麻袋、ブルーシート	ヘルメットは、大人用・子ども用のいずれも対象。
13	その他市長が認めたもの	エレベーター内の非常用チェア等閉じ込め対策用防災資器材	・P波センサー(地震発生時にエレベーターを最寄階に停止させる)、戸閉走行保護装置(出入り口が閉じる前にかがき発検しないようにする装置)が整備されているエレベーターに限り、対象。 ・パッケージとして売られている物品を購入しない場合、平常時に物品が紛失することのないよう工夫をすること。
14	その他市長が認めたもの	土のう	・土のう袋のみも対象。 ・アクアブロック(1度限りの使用)は対象外。
15	その他市長が認めたもの	誘導棒	避難誘導や危険箇所を避けるための案内に使用するもの。
16	その他市長が認めたもの	蓄電池	
17	その他市長が認めたもの	充電機	
18	その他市長が認めたもの	乾電池	使用用途も併せてお教えてください。
19	その他市長が認めたもの	ホックパイロ	5年以上保存可のものが対象。
20	その他市長が認めたもの	台車	
21	その他市長が認めたもの	手数料・送料・梱包料	

資料1 防災市民組織補助金 対象・対象外リスト

資料の右上に番号を
記載しております

動画視聴の準備

資料 2
令和 年 月 日

記載例

西東京市長 あて

	組 織 名 _____
	(申請者) 代表者氏名 _____
	(担当者氏名) _____
	住 所 _____
	連 絡 先 _____

【組織名】は省略せずに記載ください
【連絡先】は担当者で連絡が取れる電話番号を記載ください

防災市民組織補助金交付申請書

西東京市防災市民組織補助金交付要綱に基づき、
西東京市防災市民組織補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

加入世帯数を記載ください

記

・ 組織の世帯数 :	300	世帯
・ 申請額	345,000	円

問題なければ、以下2点
チェックしてください

【確認事項】

☐ 見積書添付（明細がない場合は、明細が分かる資料を添付ください。）

☐ 本申請において購入する資器材について、他の補助金を使用していません。

資料2

防災市民組織補助金 交付申請書 及び 記載例

※左記の画像は「記載例」です

資料の右上に番号を
記載しております

動画視聴の準備

防災市民組織世帯数に応じた補助金限度額早見表（令和 8 年度）

世帯数 ※10 世帯以上で登録可	B		C	合計（円）	
	防災資器材 ※50 世帯増えるごと 4 万円加算		重点推進資器材（+6 万円） ※50 世帯を超えるごと 6 千円を加算		
	B のうち A				
	保存食・保存水の計算式 ※左記の限度額に含む				
10 以上 50 まで	400,000	世帯数×420 円＝	60,000	× 1/2 補 助 率	230,000
51 以上 100 まで	440,000	〃	66,000		253,000
101 以上 150 まで	480,000	〃	72,000		276,000
151 以上 200 まで	520,000	〃	78,000		299,000
201 以上 250 まで	560,000	〃	84,000		322,000
251 以上 300 まで	600,000	〃	90,000		345,000
301 以上 350 まで	640,000	〃	96,000		368,000
351 以上 400 まで	680,000	〃	102,000		391,000
401 以上 450 まで	720,000	〃	108,000		414,000
451 以上 500 まで	760,000	〃	114,000		437,000
501 以上 550 まで	800,000	〃	120,000		460,000
551 以上 600 まで	840,000	〃	126,000		483,000
601 以上 650 まで	880,000	〃	132,000		506,000

資料3

資料3 補助金限度額 早見表

資料の右上に番号を
記載しております

動画視聴の準備

令和8年度 西東京市防災市民組織補助金スケジュール

資料4

- 令和8年度の防災市民組織補助金の交付の詳細については、ホームページをご確認ください。
ホームページを閲覧出来ない場合は、危機管理課（042-438-4010）に資料請求をしてください。
内容を確認の上ご申請いただきますようお願いいたします。

1. 交付申請書の提出（各防災市民組織 → 危機管理課）

- ・受付期間 **令和8年7月10日（金）から9月4日（金）まで（必着）**
- ・提出書類 ①「防災市民組織補助金交付申請書」
② 見積書の原本もしくは購入済の場合には領収書の写し
※領収書に明細が記載されていない場合は明細が分かる物
- ・提出方法 直接窓口へ持参（来庁が難しい場合は担当へ連絡の上、郵送可）

2. 交付決定通知書の送付（危機管理課 → 各防災市民組織）

- ・送付日 **令和8年10月下旬～11月上旬送付予定**
- ・送付書類 ①「防災市民組織補助金交付決定通知書」
②「防災市民組織補助金交付請求書」

3. 交付請求書の提出（各防災市民組織 → 危機管理課）

- ・提出期限 **令和8年11月下旬 提出締切予定** **厳守**
- ・提出書類 ○「防災市民組織補助金交付請求書」

4. お振込み（危機管理課 → 各防災市民組織指定の口座）

- ・振込日 **令和8年12月下旬予定**

5. 実績報告書の送付（危機管理課 → 各防災市民組織）

- ・送付日 **令和9年1月中旬～2月上旬送付予定**
- ・郵送書類 ○「防災市民組織補助金実績報告書」

6. 実績報告書の提出（各防災市民組織 → 危機管理課）

- ・提出期限 **令和9年4月2日（金）提出締切** **厳守**
- ・提出書類 ①「防災市民組織補助金実績報告書」
② 領収書の原本
③ **購入商品（防災資器材）の写真（※個数・品名が分かる物）**
- ・提出方法 直接窓口へ持参（来庁が難しい場合は担当へ連絡の上、郵送可）

7. 確定通知書の送付（危機管理課 → 各防災市民組織）

- ・送付日 **令和9年4月中旬送付予定**
- ・郵送書類 ○「防災市民組織補助金確定通知書」

※戻入団体には別途ご連絡いたします。

資料4 令和8年度補助金 スケジュール

資料の右上に番号を
記載しております

動画視聴の準備

資料1 防災市民組織補助金対象・対象外リスト

資料2 防災市民組織補助金交付申請書および記載例

資料3 補助金限度額早見表

資料4 令和8年度補助金スケジュール

＊ ＊ 上記の資料をお手元にご準備した状態で ＊ ＊
＊ ＊ ご視聴ください ＊ ＊

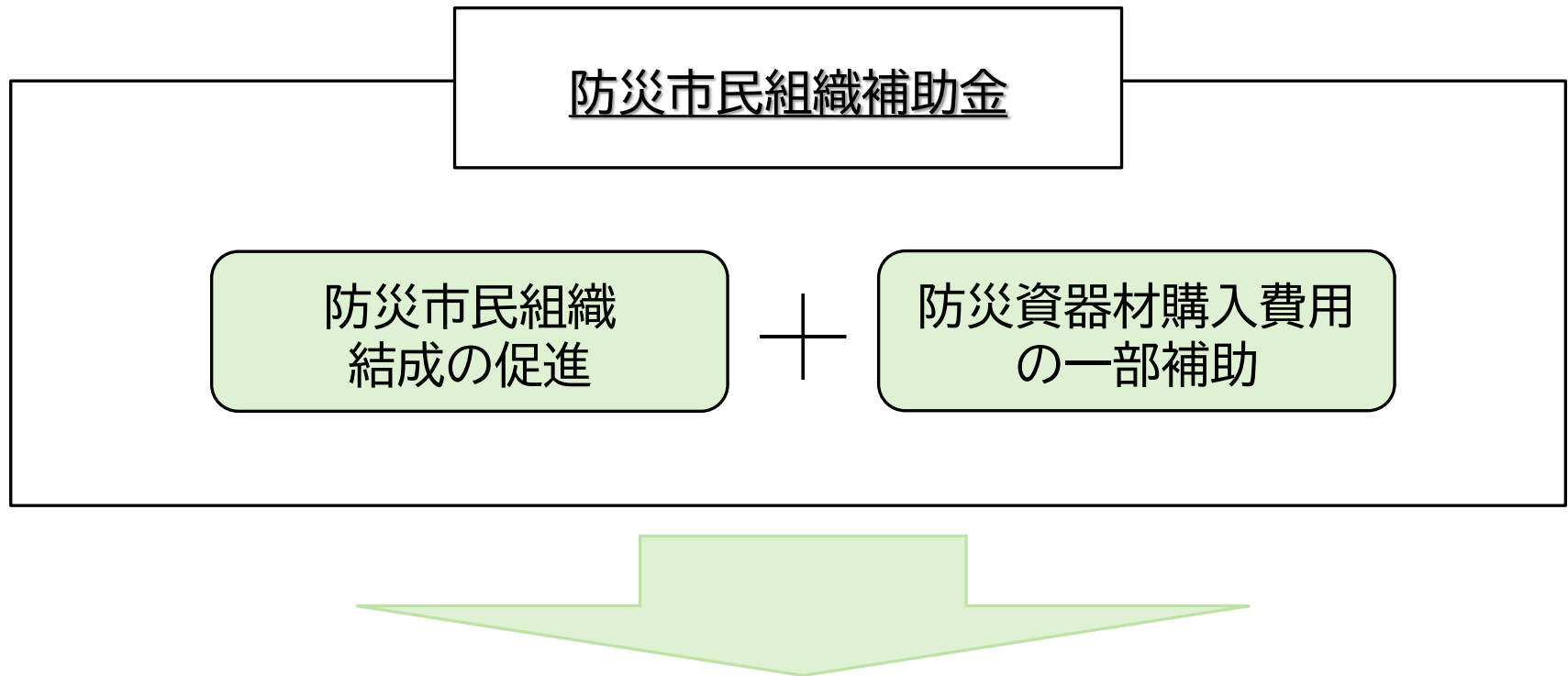
目次

- 1 防災市民組織補助金制度について (02:09～)
- 2 補助金対象・対象外となる経費について (03:08～)
- 3 補助金申請について (06:47～)
- 4 その他 (12:32～)

1. 防災市民組織補助金制度 について

防災市民組織補助金制度について

制度の目的



地域の防災活動の効果的な実施及び地域防災力の向上

防災市民組織補助金制度について

現況調査

防災市民組織活動現況調査（現在の状況）【令和8年度】

令和8年度における組織の状況についてご回答ください。

記入日 令和8年 月 日

フリガナ

組織名

※ 組織名は省略せず、危機管理課に届け出ている正式名称でご記入ください。

規約等

規約や組織の取決め等がありますか？

あり ・ なし

団体の種類

自治会・町内会 ・ マンション等管理組合（集合住宅）

※ 自治会・町内会の組織にマンション等の集合住宅も含まれている場合には、自治会・町内会に○をしてください。
※ 集合住宅（マンション・アパート・都営住宅等）として活動されている場合には、マンション等管理組合に○をしてください。

4 会 員 数

世帯数 世帯 / 会員数 人

5 会員居住範囲

丁目 番 号 ～ 丁目 番 号まで

※何種ある場合は該当する種もご記入ください。【 種～ 種】

6 現 在 の 代 表 者

フリガナ (氏名) 代表 ・ 会長 ・ その他 ()

(住所) 西東京市

(電話)

(メールアドレス)

(FAX)

7 代表者任期

令和 年 月から（任期終了予定： なし ・ 令和 年 月まで）

※年度途中で交代の場合は危機管理課までご連絡ください。

8 組 織 情 報 の 共 有

必要に応じて、地域の関係団体（学校や地域包括支援センター等）に組織名、組織連絡先、該当地区情報を共有することは可能ですか？ ☐ 可 ☐ 不可

9 送 付 先 等

関係書類等はどなた様宛てに送付及び連絡を希望しますか？ 代表者 ・ 担当者

※以後、変更のお申出がない限り指定された送付先宛に通知します。

担当者連絡先

フリガナ (氏名) (役職名)

(住所) 〒 西東京市

(電話) (FAX)

(メールアドレス)

※メールでの連絡をご希望の方は、ご担当者のメールアドレスを必ずご記入ください。

提出締切日 令和8年5月18日

裏面もご記入ください

(注) ご記入いただいた組織名及び代表者名については関係署と情報共有する場合がございます。

- (1) 組織の活動状況等をお伺いし、次年度以降の予算措置の参考資料としても活用
- (2) 例年、年度始めに前年度の代表者または担当者宛に郵送

提出いただいていない団体は、
ご提出をお願いします。

2. 補助金対象・対象外となる 経費について

防災市民組織補助金制度について

補助金の対象となる経費

- (1) 消火用資器材
- (2) 情報用資器材
- (3) 照明用資器材
- (4) 給食・給水用資器材
- (5) 非常食・非常用飲料水
- (6) 医療・救護用資器材
- (7) 避難・救出用資器材
- (8) 防護資器材
- (9) 衛生資器材
- (10) 防災備蓄倉庫等整備
- (11) 市が指定する重点推進資器材
- (12) その他市長が認めたもの

資料1を参照ください

【変更点】

- ・世帯数によって限度額の上限が変動します

【注意点】

- (5)非常食・非常用飲料水
- (11)市が指定する重点資器材は、別途「上限額」があります

補助対象は令和8年4月1日から
令和9年3月31日までに発注・納品・支払・領収したものに なります

備蓄倉庫の設置について

東京都より町会・自治会において、防災備蓄倉庫の設置及び修繕等に係る経費を助成します

●対象

都内に所在する単一町会・自治会

●助成額

上限70万円まで、助成対象経費の10/10

●その他

本助成は資器材の格納を対象としており、それ以外の備蓄は対象外です
申請にあたり、設置場所の確保と許可を得ることを事前にお願ひします。

●ホームページ

東京都

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki tabunka/chiiki katsudo/chiikiryouku/0000002600](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiryouku/0000002600)



東京都ホームページ

防災市民組織補助金制度について

補助金の対象とならない経費(例)

資料1を参照ください

- (1) 防災資器材をレンタルするためのリース代
- (2) 防災専門家等への講師謝礼
- (3) 役員会や集会をするためのお茶菓子代
- (4) 訓練等で配布するためのお土産や参加賞代
- (5) 他の補助金制度を利用しているもの
- (6) 保存期限が短い飲食物(×半年、1年)

※これらの他にも補助の趣旨に沿わないと判断されるものは、審査の結果、対象外となることがあります。

何を購入すればいいのかわからない場合など、
不明な点は、購入前に危機管理課までご相談ください

3. 補助金申請について

防災市民組織補助金制度について

補助金交付申請書の記入方法

資料2を参照ください

記入に係るご不明な点等がございましたら、
危機管理課までお気軽にご相談ください。

防災市民組織補助金制度について

補助金額の計算方法

資料3を参照ください

- (1) 防災資器材の購入費用の半額(限度額の1/2まで)を補助します
50世帯以下の限度額は40万円(補助額は最大20万円)
ただし、世帯数が50世帯超えるごとに4万円(補助額2万円)が加算されます
- (2) (1)のうち、
非常食・非常用飲料水の限度額は世帯数×420円(補助額は×210円)です
※令和8年度から補助額を引き上げております。提出前に正しく計算されているかご確認をお願いいたします。
- (3) 市で指定する重点推進資器材を購入した場合は、(1)で購入した防災資器材とは別で購入金額の半額(限度額の1/2まで)を補助します
50世帯以下の限度額は6万円(補助額は最大3万円)
ただし、世帯数が50世帯超えるごとに6千円(補助額3千円)が加算されます

- ※ 申請の内容を審査した上で交付決定します。
- ※ 世帯数は正確にご記入ください。
- ※ 金額の算出にあたっては、添付資料をご確認ください。

防災市民組織補助金制度について

申請手続(補助金申請)

【提出書類】

(1) 防災市民組織補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 見積書

- ※ 原則、「見積書(原本)」を添付してください
- ※ 既に購入している場合は「領収書の写し」を添付してください
- ※ 「見積書」「領収書」とともに、以下の項目が記載されているかご確認ください
 - ・日付
 - ・団体名
 - ・代表者名
 - ・購入資器材の「商品名・単価・数量」
- ※ 上記の記載がない場合、再発行いただく、または審査受付を見送る可能性がございます
あらかじめご了承ください
- ※ 領収書の原本は実績報告の際に必要となりますので、大切に保管してください

防災市民組織補助金制度について

申請手続(補助金申請)

【提出場所】

西東京市総務部危機管理課(中町1-5-1 保谷庁舎5階)

【受付期間】

令和8年7月10日(金)から9月4日(金)まで(必着)

※ 期限までに必要書類(申請書や見積り書等)提出いただけなかった場合、
当該年度の補助金として受付できない可能性がございます。あらかじめご了承ください

【連絡先】

042-438-4010(直通)

【担当】

飯塚、田中

防災市民組織補助金制度について

補助金交付までのスケジュール

資料4を参照ください

防災市民組織

- ① 令和8年7月10日(金)から
9月4日(金)まで
「補助金交付申請書」
「見積書」を提出してください

※9月4日までに受け付けた申請について、予算の範囲内で交付決定いたします。予算額を超える申請があった場合は、減額率を定め、全ての組織の申請額を一律で減額して交付決定いたします。
※9月5日以降は、予算の残額に応じて、随時、交付申請及び変更交付申請を受け付けますが、予算が無くなり次第終了いたします。

提出

危機管理課

- ② 10月下旬～11月上旬予定
「交付決定通知書」にて補助金額をお知らせします

同封の「補助金交付請求書」にて
補助金の振込先をご指定ください

- ③ 11月下旬予定
「補助金交付請求書」を提出してください

提出

- ④ 12月下旬予定
指定口座に補助金を振込みいたします

提出いただいた全団体の申請内容を精査した上で交付決定をいたします。
お時間をいただきますが、ご理解いただけますと幸いです。

防災市民組織補助金制度について

申請手続(実績報告)

【提出書類】 (1)～(3)は必須

(1) 防災市民組織補助金実績報告書(様式第4号)

(2) 領収書(原本)

※ 以下の項目が記載されているかご確認ください

- ・日付
- ・団体名
- ・代表者名
- ・購入資器材の「商品名・単価・数量」

上記の記載がない場合、再発行いただく、または審査受付を見送る可能性がございます
あらかじめご了承ください。

(3) 購入した防災資器材の写真

- ※ 商品名等が判別できればパッケージのままでかまいません
- ※ 写真は複数枚にわたってもかまいません
- ※ 保管状況も分かるよう撮影ください

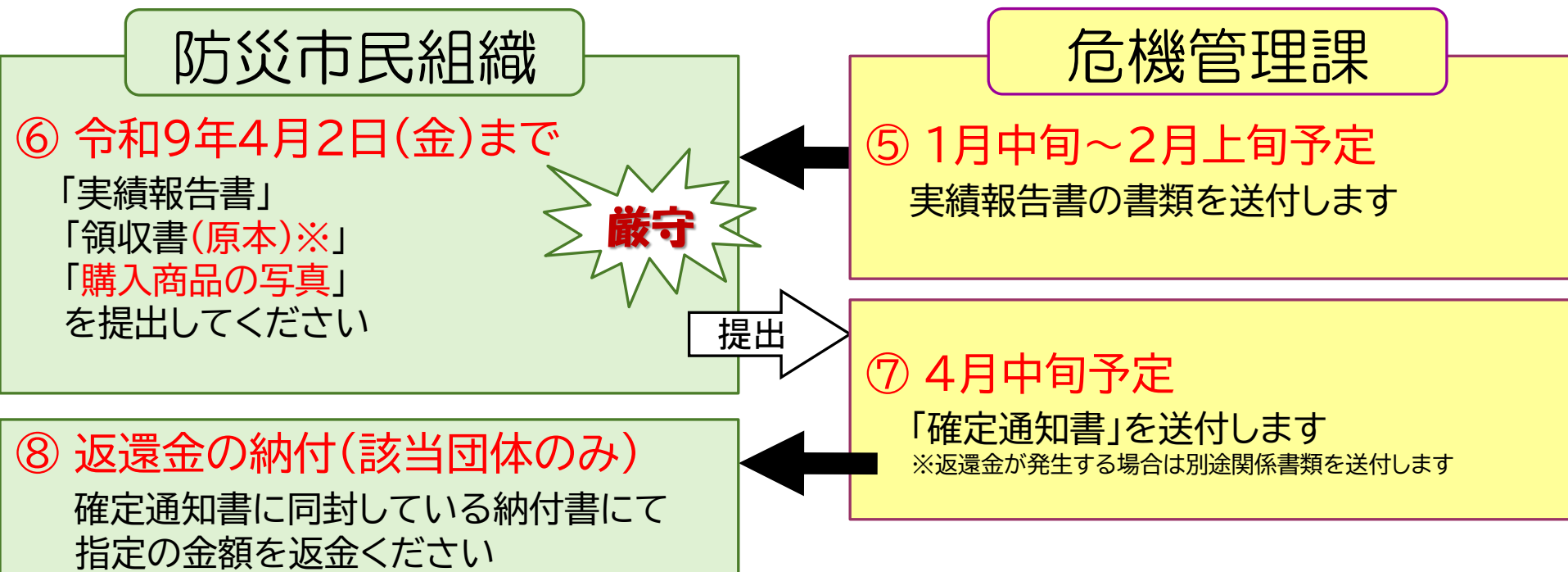
(4) 保管先の名簿

- ※ 保管場所の問題等により複数の家庭・場所に分けて保管をする場合は、組織で購入した防災品であることが分かるように、保管先の名簿等を合わせてご提出ください。

防災市民組織補助金制度について

補助金実績報告までのスケジュール

資料4を参照ください



実績報告書の提出や返還金の納付が遅れますと、次年度の補助金事業に影響が出てしまいます。
年度末のお忙しいところ恐縮ですが、ご理解・ご協力いただけますと幸いです。

4.その他

その他

留意事項

- (1) ポイントで支払いした場合は、ポイント分は補助金の対象となりません
- (2) 実績報告書を提出する際には、実際に購入し、納品された防災資器材(商品)の写真を添付してください
保管場所の問題等により複数の家庭・場所に分けて保管をする場合は、組織で購入した防災品であることが分かるように、実績報告書提出の際に保管先の名簿等も合わせてご提出ください
- (3) 年に1回程度は、購入された防災資器材の使用方法や動作確認を実施していただきますようお願いいたします
- (4) 見積書・領収書の宛名及び申請書等を記入する際は、市に届け出た組織の正式名称で記入してください(不明な場合はお問合せください)
- (5) 各組織からの申請総額が予算の範囲を超えた場合、減額率を定めた上、減額した金額を交付決定します

その他

留意事項

- (6) 「交付決定された金額」よりも「実際の購入金額」が
 - 多くなる場合、変更交付申請書を提出してください。
予算の残額の範囲内で追加交付の決定を行います。
 - 少なくなる場合、実績報告後に、差額分は返還いただきます
- (7) 実績報告書等、必要書類が期日までに提出されない場合、交付済の補助金を返還していただく可能性があります
- (8) 当補助金に関する購入資器材等の調査・点検等をする場合があります
- (9) 修正液・修正テープ及びフリクションペンは使用できません
※訂正する際は、二重線で消してください
- (10) 提出していただいた書類は返却できません
※組織での確認用として控えを取ることをおすすめします

その他

留意事項

- (11) 本件は補助金事業となります。
制度の趣旨をご理解の上、公平・公正な活用にご理解ください
- (12) 申請にあたっては、計算例、補助金要綱等をご覧いただき、不明な点は危機管理課までお問い合わせください。